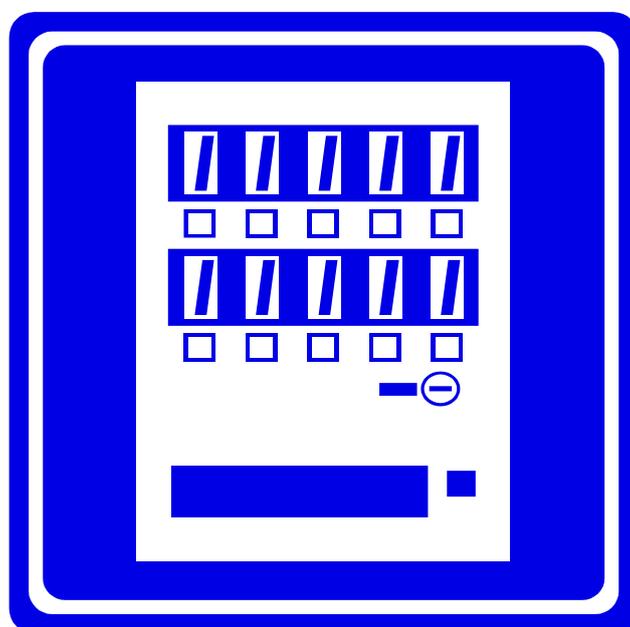


南城市役所庁舎
食品自動販売機設置事業者公募要領（案）
（制限付一般競争入札）



南城市 総務部 財政課
令和7年4月

目次

公募要領	ページ
1 設置目的	1
2 設置場所及び募集の概要	1
3 入札の注意点及び条件	1
4 取扱商品及び販売価格	1
5 設置機種等条件	1
6 設置事業者（借受者）の利用等条件	2
7 賃貸借契約の主な条件	2
8 維持管理等	3
9 公募入札のスケジュール概要	3
10 応募資格要件	3
11 予定価格表	4
12 公募申込	4
13 入札及び開札	5
14 質問及び回答	6
15 契約締結	6
16 その他	7
問い合わせ先	7
物件調書(仕様書)	8
図面関係	
図 A（平面図）	11
設置イメージ	12
(様式 1) 公募申込	13
(様式 2) 誓約書	14
(様式 3) 質問書	15
(様式 4) 入札書	16
(様式 5) 委任状	17

令和7年度南城市役所庁舎食品自動販売機設置事業者公募要領

南城市では、市役所庁舎内（以下「庁舎内」という。）に食品自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成30年7月日市長決裁）に基づき、行政財産の貸付として自動販売機設置場所の貸付賃料年額による制限付一般競争入札で行います。

なお、南城市役所庁舎自動販売機設置事業者公募要領（以下「本要領」という。）には概要のみを記載していますので、公募に参加される方は、必ず詳細を物件調書（仕様書）（P10参照）、貸付設置場所図面で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として本庁舎内に自動販売機を設置します。

2 設置場所及び募集の概要

南城市佐敷字新里1870番地所在の庁舎内の2階に設置する自動販売機1台について設置事業者（借受者）を公募します。

自動販売機設置場所

設置階：庁舎2階共有スペース

設置台数：1台

<設置場所の詳細につきましては物件調書（仕様書）を参照ください。>

3 入札の注意点及び条件

- (1) 自動販売機設置台数、空容器回収箱設置箇所及び設置場所面積は物件調書（仕様書）で確認してください。
- (2) 本要領「11 最低貸付賃料表」及び物件調書（仕様書）に表示する最低貸付賃料は、年額としています。
- (3) 入札の落札価格は最低貸付賃料以上の最高入札価格とします。

4 取扱商品及び販売価格

- (1) 取扱商品：販売品目は、ビニール袋等の個別包装又は密閉容器とし、パン、菓子類、アイスクリーム、栄養補助食品などの食品とすること。なお、販売品目については、偏りが出ないように設置前に市と協議すること。
- (2) 酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売はしないこと。
- (3) 販売価格：自社において定める価格とします。
- (4) 自動販売機1台に1個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置運営者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。

5 設置機種等条件 <詳細は物件調書（仕様書）を確認してください。>

- (1) 自動販売機の共通条件

- ① インドア型（パン、菓子、アイスクリーム、栄養補助食品、カップ麺など）とする。
- ② 環境に配慮した省電力のものとする。
- ③ 販売素材別の空容器回収箱の設置を行うものとする。
- ④ 電気子メーターを設置するものとする。
- ⑤ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型 I C カードの対応ができること。なお、キャッシュレス決済等の対応に係る費用については事業者で負担する。
- ⑥ 地震等対応の転倒防止策を施すものとする。

6 設置事業者（借受者）の利用等条件

- (1) 商品の補充、自動販売機の清掃・メンテナンス等の時間帯は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。
- (2) 自動販売機の設置作業、商品の搬入・補充、空容器回収用作業に使用する車両の駐車料金は無料とします。（所定の場所へ駐車してください。）
- (3) 自動販売機にかかる電気料については、設置事業者（借受者）の負担とし、電気子メーターの使用電力量等により市が算定、作成した納付通知書により市が指定する日までに納付するものとします。

7 賃貸借契約の主な条件

- (1) 賃貸借契約の内容
本件自動販売機設置は、設置場所を貸し付けることにより行います。貸付契約は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項に基づく行政財産の貸し付けです。
- (2) 機器設置にかかる準備期間
令和 7 年 5 月 16 日～令和 7 年 6 月 16 日
- (3) 賃貸借期間（機器設置期間）
令和 7 年 6 月 16 日～令和 10 年 12 月 28 日
- (4) 貸付料
貸付料は、賃貸借期間に係る落札額とします。なお、貸付料の納付につきましては、市が発行する納付通知書により指定期日までに納付するものとします。
また、既に納付された貸付料については、市の責任により生じた理由により契約を解除する場合を除き、還付しません。
- (5) 貸付物件の用途指定
貸付物件は、食品自動販売機及び空容器回収箱設置のみに限定します。
- (6) 禁止事項
 - ① 設置事業者（借受者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはいけません。
 - ② 設置事業者（借受者）は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定することはできません。
- (7) 違約金

前記(5)及び(6)の条件に違反した場合は、「契約金額の100分の10に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡しと返還

貸付物件は、賃貸借期間の初日に現状有姿の状態を引き渡します。契約満了等により返還する場合は、市の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければなりません。

(9) 契約解除

市は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。

- ① 貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- ② 設置事業者（借受者）が賃貸借契約書の各条項に違反したとき。
- ③ その他設置事業者（借受者）がこの契約上の義務を履行しないとき。

8 維持管理等

設置事業者（借受者）において、自動販売機の設置、商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化等の自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

9 公募入札のスケジュール概要

応募要領の配布	令和7年4月8日～令和7年4月23日
応募申込書類提出期間	令和7年4月8日～令和7年4月23日 17:15 必着
質問書の受付期間	令和7年4月8日～令和7年4月23日 17:15 必着
質問書への回答	令和7年4月28日
入札参加資格の認定通知	令和7年5月7日
入札日	令和7年5月9日 10時より
入札場所	南城市役所庁舎3階311会議室
契約	入札後1週間以内

10 応募資格要件

- (1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人
- (2) 法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。
- (4) 自動販売機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がなかったこと。
- (5) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び南城市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

11 最低貸付賃料表

貸付の最低貸付賃料は下記の表のとおり。

設置場所	台数	貸付面積	最低貸付賃料（年額）
庁舎2階	食品自動販売機 1台	1.44 m ²	13,608円

※落札価格は最低貸付賃料以上の最高入札価格とします。

12 公募申込

(1) 公募要領の配布及び、申込受付期間

令和7年4月8日～令和7年4月23日 17時15分必着

(2) 公募申込みに必要な書類（入札参加申込書類）

① 公募申込書（第1号様式）

※公募申込書に押印する印影については、法人の印鑑証明書と同一です。

※公募申込書には、必ず応札参加する入札種類に○を付けてください。

② 誓約書（第2号様式）

③ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（受付日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

④ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

⑤ 印鑑登録証明書

⑥ 納税証明書

※南城市に本店又は支店のある場合は、市税の完納証明書。事業所等が他市町村にある場合は、その所在地の完納証明書（市町村民税の非課税又は、滞納がないことを証明するものに限る。）

(4) 申込手続き

申込受付期間内に、入札参加申込書類を受付場所に直接持参してください（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）。

なお、書類に不備がある場合には、受付を行いません。また、受付期間以外の受付は行いません。

(5) 受付場所（提出先）

〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地 3階

南城市 総務部 財政課

TEL：098-917-5379

(6) 入札参加資格の認定通知

通知予定日：令和7年5月7日

入札参加申込書類を審査のうえ、入札参加資格認定通知書を送付いたします。

ファックスにて通知後、原本を郵送いたします。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、この入札には参加できません。

13 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 入札日：令和7年5月9日
- ② 執行時間：10時より入札を行います。
- ③ 執行場所：南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所庁舎3階311会議室

(2) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 入札書（参加する入札の回数分準備してください。）
- ② 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ。）
- ③ 印鑑（代表者印、代理人の場合は、代理人の印）
- ④ 入札参加資格認定通知書

(3) 入札保証金

- ① 入札保証金は、免除とします。

(4) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- ② 入札金額は、年額（1年分：税込）を記載してください。
- ③ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑤ 電話、又は郵便による入札は認めません。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び南城市契約規則（平成18年1月1日規則第41号）を遵守してください。

(5) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(6) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない市職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札者、又はその代理人が同一事項について2通以上した入札、又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札
- ③ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ④ 入札書に入札金額のない入札、又は当該金額が分明でない入札
- ⑤ 入札書に入札者の氏名及び押印のない入札

⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定

- ① 落札者は、本市の最低貸付賃料以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。
- ② 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない市職員に入札者に代わってくじを引かせます。

(9) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(10) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(11) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

14 質問及び回答

(1) 質問書（電子メールのみ対応）※電話では受け付けません。

質問受付期間： 令和7年4月8日～令和7年4月23日 17：15必着

(2) 回答日

令和7年4月28日に応募者全員へ電子メールにて回答予定です。

15 契約締結

(1) 契約の締結

市と設置事業者（借受者）は、入札落札後一週間以内に契約を締結します。

(2) 貸付料

令和7年度分の貸付料については、令和8年2月27日までに、令和8年度分以降の貸付料については、当該年度の4月30日までに、本市が発行する納付通知書により納付するものとします。なお、納付の期限日が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納付の期限日とします。

(3) 契約保証金

- ① 契約保証金は南城市契約規則第4条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を納めなければなりません。ただし、南城市契約規則第4条第2項第1号の規定に基づく保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は免除とします。なお、履行保証保険契約を締結した場合においては、直ちにその保険証券を市へ寄託しなければなりません。
- ② 設置事業者（借受者）が契約保証金を納付した場合において、本契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、設置事業者（借受者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- ② 設置事業者（借受者）が本契約上の義務を履行しないときは、本市は本契約を解除し、納付された契約保証金は、本市に帰属します。

16 その他

- (1) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は公募期日を延期することがあります。
- (2) 本公募要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、南城市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

【問い合わせ先】

住 所： 〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地 3階
所 管： 南城市 総務部 財政課
T E L： 098-917-5379
F A X： 098-917-5424
E-mail： nisihira00486@city.nanjo.lg.jp

南城市役所庁舎内自動販売機設置場所物件調書（仕様書）

南城市総務部財政課が行う南城市役所庁舎における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募に参加される方は、物件調書（仕様書）及び南城市役所庁舎自動販売機設置事業者公募要領をよく読み、記載事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置場所の概要

(1) 設置場所（南城市役所庁舎）の概要

- ① 設置場所住所： 南城市佐敷字新里1870番地
- ② 設置場所： 南城市役所庁舎の2階（屋内）
- ③ 設置詳細： 下記のとおり

	課の配置	設置台数
3階	○まちづくり推進課、観光商工課、政策調整室、交通政策課、DX推進課、公民連携室、企画調整課、財政課、総務課、秘書防災課、議会事務局(4階)	—
2階	○教育総務課、教育指導課、生涯学習課、教育施設課、文化課、下水道課、水道課、施設管理課、都市計画課、都市整備課、農業委員会、産業振興課、田園整備課、社会福祉協議会、コールセンター	1台
1階	○市民課、国保年金課、生きがい推進課、生活環境課、健康増進課、会計課、税務課、こども保育課、こども相談課、社会福祉課、社会福祉協議会、J A、大会議室、保健センター、レストラン、沖縄バス株式会社南城外出張所	—

(2) 注意点

- ① 課の配置は、令和6年12月時点のものです。
- ② 来庁者の多い課は、1階が1番多く、その次に2階、3階と続きます。

2 設置、運用条件等

- (1) 設置する全ての自動販売機には、個別に設置事業者（借受者）負担で使用電力計測用の電気子メーターを設置するものとします。
- (2) 自動販売機にかかる電気料については、設置事業者（借受者）の負担とし、電気子メーターの使用電力量等により市が算定、作成した納付通知書により指定期日までに納付するものとします。
- (3) 自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。
- (4) 指定された空容器回収箱スペースに空容器回収箱を設置してください。空容器回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。
- (5) 空容器回収箱の形式に指定はありませんが、事前に総務部財政課と協議のうえ設置してください。

- (6) 自動販売機の設置にあたっては、地震に備えて転倒防止対策を行ってください。
- (7) 商品の補充、空容器回収作業は、特に指定する時間帯は8時30分～17時15分までとします。使用する車両の駐車場所等について事前に総務部財政課と協議のうえ、庁舎内の公務に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。
- (8) 商品の搬入・補充、空容器回収用作業に使用する車両は、原則、南城市役所庁舎西側および東側出入口を利用し、開庁時のエレベーターの使用は、西側のみ使用可能とします。
- (9) 自動販売機の設置作業、商品の搬入・補充、空容器回収用作業に使用する車両の駐車料金は無料とします。
- (10) 販売品目は、ビニール袋等の個別包装又は密閉容器とし、パン、菓子類、アイスクリーム、栄養補助食品などの食品とすること。なお、販売品目については、偏りが出ないように設置前に市と協議すること。酒類の販売は行ってはなりません。
- (11) 可能な限り消費電力の低減等の技術を導入した省電力機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ閉庁時間や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。
- (12) 設置事業者（借受者）は、設置するすべての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先、会社名を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者（借受者）の責任において対応してください。
- (13) キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型 I Cカードの対応ができること。なお、キャッシュレス決済等の対応に係る費用については事業者で負担する。
- (14) 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め総務部財政課に申し出たうえで、承諾を得てください。
- (15) 自動販売機の設置、撤去及び原状回復は、設置事業者（借受者）自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者（借受者）の負担とします。

3 公募別設置場所、機器条件

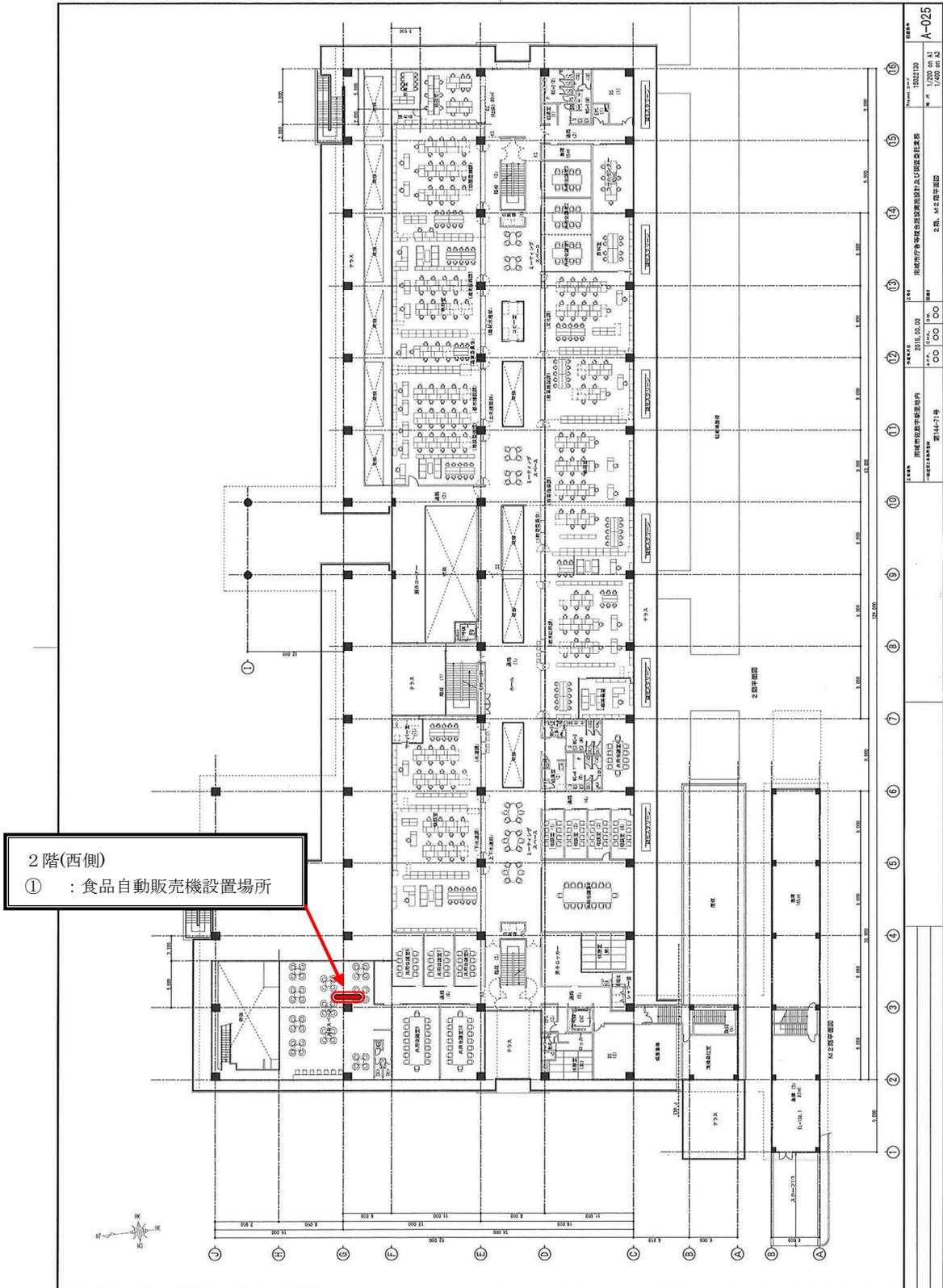
(1) 食品自動販売機設置

公募種類	食品自動販売機 (1台)
公募設置番号	①
所在地	南城市佐敷字新里 1870 番地 南城市役所庁舎
A-① 設置場所等 (1階屋外)	庁舎2階 P11:別紙図2F
	自動販売機 W1166mm×D872mm×H1830mm 1.02㎡
	空容器回収箱 W700mm×D600mm 0.42㎡
機器条件	<p>① インドア型とする。取扱商品(食品用)は、ビニール袋等の個別包装又は密閉容器とし、パン、菓子、アイスクリーム、栄養補助食品などの食品とする。</p> <p>② 環境に配慮した省電力のものとする。</p> <p>③ 販売素材別の空容器回収箱の設置を行うものとする。</p> <p>④ 電気子メーターを設置するものとする。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。</p> <p>⑥ 地震等対応の転倒防止策を施すものとする。</p> <p>⑦ 設置する自動販売機および空容器回収箱のサイズは、上記寸法以内とし、貸付面積、最低貸付賃料は下記のとおりとする。</p>

【Aグループ合計】

合計貸付面積	1.44 ㎡
最低貸付賃料	13,608円

図 2 F 南城市役所庁舎 2階平面図



2階(西側)
① : 食品自動販売機設置場所

設置イメージ

設置場所：南城市庁舎 2階共有スペース



- ※1 設置予定箇所に設置してある棚などについては移設予定です。
- ※2 空容器回収箱についても、2階共有スペース内に設置予定です。